

国民健康保険加入者の皆さんへ

被保険者証の更新時期です

7月下旬に、新しい被保険者証を世帯主あてに簡易書留で送付します。

現在、ご使用の国民健康保険被保険者証は、7月31日(木)で使用できなくなりますのでご注意ください。ただし、保険税の納付状況によって短期被保険者証又は資格証明書を交付する場合があります。

国民健康保険税納税通知書を送付します

7月上旬に、平成26年度の納税通知書を世帯主あてに送付します。

国民健康保険税は、被保険者(加入者)一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

■普通徴収の納期限(年間8回)

【第1期】 7月31日(木)	【第2期】 9月1日(月)
【第3期】 9月30日(火)	【第4期】 10月31日(金)
【第5期】 12月1日(月)	【第6期】 12月25日(木)
【第7期】 平成27年2月2日(月)	【第8期】 平成27年3月2日(月)

国民健康保険税の納付は便利な「口座振替」をご利用ください。

納期限内であればお近くのコンビニエンスストアでも納めることができます。

納期限を過ぎ、延滞金が加算されることのないよう、各納期限までに納付しましょう。



問合せ／春日部年金事務所 ☎048-737-7112(音声案内②)
国保年金担当 ☎991-1870

国民年金保険料の納付忘れに
ご注意ください

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に、電話、書面、面談により早めに納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置すると、強制徴収の手続きにより督促や財産を差し押さえることがありますので早めに納付しましょう。

また、保険料を納め忘れていた状態で、万一、不慮の事故などにあった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

なお、失業や経済的な理由などにより保険料を納めることが困難な方は、保険料の納付が**免除(全額免除と一部免除)・猶予(30歳未満が対象)**となる制度があるとともに、今年4月から法律が改正され、過去にさかのぼって、未納期間の免除申請ができるようになりました。

■平成26年度免除申請の受付

平成26年7月1日(火)から平成27年6月30日(火)までの期間が審査対象となります。

■免除申請にかかる所得審査

申請される方と配偶者、世帯主の所得が対象となります。

※申請や必要な書類などは、春日部年金事務所又は国保年金担当へご相談ください。